

令和3年度社会福祉法人指導検査結果

1. 社会福祉法人 フレスコ会

1. 指導検査実施期間	令和3年11月24日から令和4年7月8日まで
2. 文書による指摘の有無	有
3. 文書による指摘の内容	(1) 評議員会の招集は理事会の決議により行うこと。 (2) 理事長を定款及び法の定める手続きにより選定すること。 (3) 理事に支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がないため是正すること。 (4) 国庫補助金等特別積立金を計上すること。
4. 是正状況	改善済

2. 社会福祉法人 佳水会

1. 指導検査実施期間	令和3年12月24日から令和4年7月29日まで
2. 文書による指摘の有無	有
3. 文書による指摘の内容	(1) 評議員会の選任手続きにおいて、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認すること。 (2) 理事の選任手続きにおいて、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認すること。 (3) 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。 (4) 監事の選任手続きにおいて、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認すること。 (5) 経理規程やその他契約に係る規則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。
4. 是正状況	改善済

3. 社会福祉法人 愛隣団

1. 指導検査実施期間	令和4年2月1日から令和4年8月22日まで
2. 文書による指摘の有無	有
3. 文書による指摘の内容	(1) 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。 (2) 予算の執行及び資金等の管理に関する体制の整備が不十分なので、是正すること。 (3) 寄附金の収受に際して、手続きが適正に行われていないので、是正すること。 (4) 経理規程やその他契約に係る規則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。
4. 是正状況	改善済